

治癒証明書

R 5 作成

)組

)保護者様

学校法人 常盤学園
新屋・西町幼稚園
園長 鈴木 裕子

担当医様、上記園児の治癒証明をお願いします。

公益財団法人日本学校保健会『学校感染症と出席停止』参考

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(※)	治癒するまで
○	インフルエンザ	発症日を0日目として5日間、かつ解熱後2日(幼児3日)が経過するまで 経過報告書提出
	新型コロナウイルス	発症日を0日目として5日間、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 経過報告書提出
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
○	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
○	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
○	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
○	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
○	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後2~4時間を経て全身状態が良ければ登園可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登園可能 B型・C型：出席停止不要
	○ その他 の 感 染 症	手足口病
伝染病紅斑		発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登園可能
ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可
マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登園可能
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登園可能
アタマジラミ		出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
伝染性軟屬腫(水いぼ)		出席可能(多発発疹者プールでのビート板の共用は避ける)
伝染性膿痂疹(とびひ)		出席可能(プール、入浴は避ける)

*第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(S A R S)、急性灰白髄膜炎(ボリオ)、鳥インフルエンザ(H 5 N 1)など

ただし、第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

出席停止期間中は、医師の指示に従い休養させ、許可ができるまで登園をひかえて下さい。

(停止期間中は、欠席となりませんのでご承知おき下さい)

○のついている病気については、登園させるときは、下記の証明書に記入していただき、幼稚園へ提出して下さい。

出席停止期間	()月()日から()月()日まで
証明書	
病名	
上記の疾病はすでに感染のおそれはありません。	
令和 年 月 日	医師名